天 理 市 農 業 委 員 会　議 事 録

・日　　時　　　令和５年１月６日（金）午後１時53分～午後２時20分

・場　　所　　　天理市役所　５階　５３３Ｂ　会議室

・出席委員

　（農業委員）

１番　　田中　秀佶　君　　　　　　　　２番　　欠員

３番　　中嶋喜代次　君　　　　　　　　５番　　藪内　清光　君　　　　　　　　６番　　藏本　純次　君　　　　　　　　７番　　𠮷田　幸雄　君　　　　　　　　８番　　川畑　　稔　君　　　　　　　　９番　　龍見　喜朗　君　　　　　　　　10番　 松井　義憲　君

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　山原　　修　君　　　　　　前栽地区　　庄司　茂治　君　　　　　井戸堂地区　　松本　和成　君　　　　　二階堂地区　　松本　淸一　君

朝和西部地区　　野田　潤一　君　　　　朝和東部地区　　南浦　康男　君

　櫟本地区　　奥出　善嗣　君　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦　君

・事務局職員　局長　　奥田　　彰　 　　　　　主幹　　藪　　英一

・欠席委員

　（農業委員）　４番　　榎堀　秀樹　君

（農地利用最適化推進委員）

山の辺地区　　箕手　　宏　君

柳本地区　　杉田　義正　君

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第４条に関する許可申請について

議案第３号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第４号　　農地法第４条の規定による許可処分の取消願について

議案第５号　　その他

　　　　　　　市街化区域の専決処分について（報告）

事務局長（奥田彰君）

委員の皆様、新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

定刻の時間より早いですが、皆様お揃いですので、ただ今より１月定例委員会を開催いたします。

　なお、本日は榎堀委員と、推進委員の箕手委員、杉田委員からは欠席の連絡を受けております。

本日出席の農業委員は８名で、定数の過半数を超えておりますので、委員会は成立しております。

次に委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行をお願いいたします。

議長（松井義憲君）

新年明けましておめでとうございます。今年最初の委員会で、大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

コロナ感染者も依然増えつつあり、またウクライナ情勢も混とんとしている状況下、いずれにいたしましても一日も早く平和な穏やかな年になりますことを願うばかりでございます。そんな中で、今年も農業委員会の活動にご協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、１月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

　ご同意いただけましたので、９番　龍見委員と、１番　田中委員にお願いしたいと思います。

議長（松井義憲君）

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」９件について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、譲渡人が高齢により耕作できないことを事由とする所有権移転贈与で

す。場所の地図は、議案書の３ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

２番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転売買です。場所の

地図は、議案書の４ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

なお、下限面積の関係で譲受人には３年間の営農誓約書を添付していただいております。

３番から７番申請は同時申請で、譲渡人が高齢で耕作できないことを事由とする

所有権移転売買です。

３番　場所の地図は、議案書の５ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番　場所の地図は、議案書の６ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番表記のとおりです。

５番　場所の地図は、議案書の６ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は５番表記のとおりです。

６番　場所の地図は、議案書の６ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は６番表記のとおりです。

７番　場所の地図は、議案書の６ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は７番表記のとおりです。

８番申請は、新規就農を事由とする所有権移転売買です。

場所の地図は、議案書の７ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は８番表記のとおりです。

新規就農ですので、12月23日に、松井会長と地区担当の𠮷田副会長、奥出推進委員、事務局職員とで新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は49歳で、中古車の検査会社などの会社経営をされています。事業拡大で農業経営に参入して法人化することを目標に、まずは自身の農業経験を積むために新規就農をしたいということです。これまでの農業経験はないということです。

営農計画ですが申請地は現在休耕地で、水稲を作付けする予定です。年間従事日数は妻と二人で200日程度。農機具は、譲渡人から買い受けます。その他必要な農機具は当面はレンタルなどで対応予定です。また、和爾営農組合などに農業の助言を受け、

村の取り決めなどにも従ってまいりますとのことでした。

面接を務められた𠮷田副会長からは、申請農地の近隣で耕作していますのでわからないことがあれば、尋ねてくださいと助言いただきました。また、会長より農業未経験なので、今後の耕作する具体的な段取りを地元とよく詰めておいてくださいと述べられました。

新規就農でございますので許可後５年間の営農規制が適用されます。当該農地について、５年以上継続して耕作し、その間転用等をしない旨の営農誓約書を添付していただいております。

９番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転売買です。

場所の地図は、議案書の８ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は９番表記のとおりです。

なお、下限面積の関係で譲受人には３年間の営農誓約書を添付していただいております。

以上、９件の申請は、天理市農業委員会が定める下限面積（耕作面積）の2,000㎡も超え、また、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第４条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第２号　農地法第４条に関する許可申請について説明させていただきます。

議案書９ページをご参照願います。申請につきまして、令和４年12月21日に、川畑副会長と共に農地現地調査を行いました。資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、青空資材置場、青空駐車場を転用目的とする一部転用です。

申請者及び申請地は１番表記のとおりで、また転用理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっております。

当該申請地の農地区分は、前栽駅からの宅地化率で算出する第２種農地で、申請地の周辺には事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地がなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

議長（松井義憲君）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第４条に関する許可申請について、申請内容のとおり県へ進達

いたします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第３号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明いたします。議案書10ページをご覧ください。

利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類及び期間は、議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、水田として利用する使用貸借で、新規集積となります。

以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

　次に、議案第４号「農地法第４条の規定による許可処分の取消願について」事務局より説明願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第４号　農地法第４条の規定による許可処分の取消願について説明させていただきます。申請地、地目、面積等は議案のとおりとなっております。

本申請は、平成21年３月18日付で農地法第４条の転用許可がおりたものですが、保育園の運動場としての転用をされないまま現在も水田として耕作されております。この度申請人より今後も運動場にはしないため、許可処分の取消願が出されました。

　資料の写真にありますように田として利用されており、また、当時の転用許可書も原本のまま返却されており、登記事項証明書の権利関係や地目の変更された履歴がないことを確認しております。

　以上のことから、本人の申出通り許可処分の取消について問題はないと考えます。

転用許可当時、農業委員会としてのご審議を頂き許可されましたので、処分の取消につきましてもお諮りさせていただきます。以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただ今、事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

それでは、農地法第４条の規定による許可処分の取消願について、申請内容のとおり県へ進達いたします。

　次に、議案第５号　その他「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局主幹（藪　英一君）

議案第５号　その他　令和４年12月分の市街化区域転用の届出について、ご報告いたします。資料番号２をご参照ください。

令和４年12月の市街化区域 転用届出といたしまして５条届出は、住宅用地１件　280㎡でした。市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲君）

　ただいま報告のありました、12月分市街化区域の専決処分について、何かご意見、

ご質問はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲君）

　それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

以上をもちまして、本日の委員会の案件はすべて終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

　ないようでしたら、事務局の方から、何か連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田彰君）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・農業委員の改選までのスケジュール（予定）について

・「農政なら」配布について

議長（松井義憲君）

それではこれをもちまして１月の定例委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ５年　１月　10日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員